

令和6年6月農業委員会議事録

開 催 日 時：令和6年6月10日（金） 午前9時00分

開 催 場 所：嘉島町役場 3階中会議室

農業委員出席者：下田司、高木勝美、山内秀一、森田義美、友田廣、岩永俊夫、村上卓也、
榮恵、松永雄治、福永哲夫、齊藤進、西岡千秋、松本誠一、松本一幸、
中津芳春、吉田三十志、藤瀬信行

農業委員欠席者：

事務局出席者：永田智紀、宮岡久美子、前田萌香

1. 開 会：事務局長 永田智紀

2. 会 長 挨 拶：下田会長

3. 議事録署名人指名：下田議長

議事録署名人として、村上卓也委員、榮恵委員を指名する。

4. 議 事

- (1) 報告第 7 号 農地法第18条の合意解約について
- (2) 報告第 8 号 農地法第3条の届出について
- (3) 議案第 10 号 農地法第3条の許可申請について
- (4) 議案第 11 号 農地法第5条の許可申請について
- (5) 議案第 12 号 農用地利用集積計画承認申請について
- (6) 議案第 13 号 令和5年度最適化の推進状況と事務の実施状況（案）について

5. そ の 他

6. 閉 会

○報告第7号 農地法第18条の合意解約について

(議長) それでは議事に入らせていただきます。

報告第7号農地法第18条第6項による届出の通知が1件ございます。

事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料は1ページになります。報告第7号農地法第18条第6項による届出を1件ご報告いたします。

申請番号1番です。所在は北甘木地区。農振地域外の畑が8筆、農振農用地の畑が1筆の計9筆、合計面積が6,303㎡となっております。貸付人と借受人については記載の通りです。解約事由につきましては、耕作者変更のための合意解約となっております。解約の申入日等については、記載の通りです。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がありました案件は、合意による解約となっておりますので、報告のみで終わらせていただきます。

○報告第8号 農地法第3条の規定による届出について

(議長) 続きまして、報告第8号農地法第3条の規定による届出の通知が3件ございます。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料の2ページになります。報告第8号農地法第3条の規定による届出を3件ご報告をいたします。

申請番号1番です。所在は上島地区。地目については畑が2筆、合計面積が240㎡となっております。所有者及び届出人については記載の通りです。申請の事由は相続による所有権の移転となっております。あっせんの希望はございません。

続きまして、申請番号2番になります。所在は上島地区。地目については田が4筆、合計面積が5,524㎡となっております。所有者及び届出人については記載の通りです。申請の事由は相続による所有権の移転となっております。あっせんの希望はございません。

続きまして、申請番号3番になります。所在は下六嘉地区。地目については田が2筆、畑が2筆の計4筆、合計面積が3,391㎡となっております。所有者及び届出人については記載の通りです。申請の事由は相続による所有権の移転となっております。あっせんの希望はございません。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がありました案件は、相続による権利移転となっておりますので、報告のみで終わらせていただきます。

○議案第10号 農地法第3条の許可申請について

(議長) 続きまして、議案第10号 農地法 第3条の規定による 許可申請が3件ございます。まず申請番号1番になりますが、福永委員の案件になりますので、福永委員の退席をお願いします。

(福永委員退室)

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料は3ページになります。申請番号1番です。有償による所有権移転の案件です。所在は上六嘉地区。農振地域内の農用地区域外の田が1筆、面積が148㎡となっております。譲渡人と譲受人については記載の通りです。申請事由につきましては売買による所有権の移転となっております。売買の価格は記載の通りです。4ページに申請地の位置図、5ページに現地の写真を載せております。6ページをご覧ください。検討事項になります。地元農業委員の調査確認書により、全ての項目にNOと判断されていますので、問題ないと思われます。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

(委員) ありません。(委員一同)

(議長) それでは議決に移ります。賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員一同挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決いたします。福永委員の入室を許可します。

(福永委員入室)

福永委員の案件は承認されましたので、報告いたします。

(福永委員) どうもありがとうございました。

(議長) 次に申請番号2番になりますが、森田委員の案件になりますので、森田委員の退席をお願いします。

(森田委員退室)

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料は7ページになります。申請番号2番です。使用貸借による権利の設定の案件です。所在は北甘木地区。農振地域外の畑が8筆、農振農用地の畑が1筆の計9筆、合計面積が6,303㎡となっております。貸主と借主については記載の通りです。申請事由につきましては使用貸借による権利の設定となっております。期間は令和6年7月1日から令和11年6月30日となっております。8ページに申請地の位置図、9ページ～12ページに現地の写真を載せております。13ページをご覧ください。検討事項になります。地元農業委員の調査確認書により、全ての項目にNOと判断されていますので、問題ないと思われます。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

(委員) ありません。(委員一同)

(議長) それでは議決に移ります。賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員一同挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決いたします。森田委員の入室を許可します。

(森田委員入室)

森田委員の案件は承認されましたので、報告いたします。

(森田委員) どうもありがとうございました。

(議長) 次に申請番号3番について、事務局より説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は15ページになります。申請番号3番です。賃貸借権設定の案件です。所在は北甘木地区。農振地域外の畑が7筆、合計面積が2,180㎡となっております。貸主と借主については記載の通りです。申請事由につきましては賃貸借権設定となっております。借賃については記載のとおり。期間は令和6年7月1日から令和16年6月30日となっております。16ページに申請地の位置図、17ページに現地の写真を載せております。18ページをご覧ください。検討事項になります。地元農業委員の調査確認書により、全ての項目にNOと判断されていますので、問題ないと思われます。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

(委員) ありません。(委員一同)

(議長) それでは議決に移ります。賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員一同挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決いたします。

○議案第11号 農地法第5条の許可申請について

(議長) 続きまして、議案第11号農地法第5条の許可申請が1件ございます。申請番号1番について、事務局より説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は20ページになります。申請番号の1番です。所有権移転の案件となっております。所在は上六嘉地区。農振地域内の農用地区域外の田が1筆、面積は180㎡となっております。譲受人と譲渡人については記載の通りです。申請事由につきましては、個人住宅となっております。21ページに位置図、22ページに土地利用計画平面図を添付しております。給水については、

井戸ボーリングになります。また、雨水におきましては集水桝への集水後、南側の既設排水路への放流、生活雑排水については公共下水道への接続となります。23ページに現状の写真を載せております。

事務局からは以上でございます。

(議長) 続きまして、地元委員であります福永委員から報告を行います。

(福永委員) 6月4日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。

申請地は、10ヘクタール未満の未整備農地であるため、農地区分としては第2種農地になると思われます。

また、申請地は家庭菜園として利用されており、申請地の東側に水路を挟んで農地が隣接していますが、日照、通風等、周辺農地への影響はなく、境界部分には空洞ブロックを新設されるため、支障はないものと思われます。

個人住宅ということですが、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと考えられます。委員の皆様の慎重なご審議をよろしくお願いし、地元委員の説明を終わります。

(議長) 続きまして、事務局から検討事項についての説明をお願いいたします。

(事務局) 資料は24ページになります。申請に係る意見書の中段左の検討事項の欄をご覧ください。申請地は第2種農地であり、目的については個人住宅になります。農地区分と転用目的は適当、周辺の農地等に係る営農条件への支障もないものと認められます。また、農地の利用の集積への支障もなしと認められます。よって、総合的に判断をした結果、本許可申請については許可相当と判断しております。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま地元委員と事務局から説明が終わりましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

なければ賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決いたします。

(委員) はい。(委員一同)

(議長) ありがとうございます。それでは本案件は承認とさせていただきます。

○議案第 12 号 農用地利用集積計画承認申請について

(議長) 続きまして、議案第 12 号 基盤強化法第 18 条の規定による申請が 2 件ございます。

申請番号 1 番と 2 番について、事務局から説明をいただき、そのあと、2 件を一括して、審議・議決を行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は 25 ページになります。申請番号 1 番です。所在は上島地区。農振農用地の田が 1 筆、面積が 971 m²となっております。譲渡人と譲受人は記載の通りです。目的は売買、売買価格は記載のとおりとなっております。26 ページに申請地の位置図、27 ページに現地の写真を載せております。

続きまして、資料は 28 ページになります。申請番号 2 番です。所在は上島地区および鯉地区。農振農用地内の田が 4 筆、合計面積が 6,352 m²となっております。譲渡人と譲受人は記載の通りです。目的は売買、売買価格は記載のとおりとなっております。29 ページに申請地①の位置図、30 ページに現地の写真、31 ページに申請地②の位置図、32 ページと 33 ページに現地の写真を載せております。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

なければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました 2 件の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で 2 件を承認・可決いたします。

○議案第13号 令和5年度最適化活動の目標の設定等（案）について

（議長）続きまして、議案第13号 令和5年度最適化の推進状況と事務の実施状況（案）について、事務局より説明をお願いします。

（事務局）はい。資料は35ページをお開きください。

（資料に基づき説明）

事務局からの説明は以上でございます。

（議長）ただいま事務局より説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。
なければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（委員）（委員全員挙手）

（議長）ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決いたします。

（議長）本日、提案されました案件は全て終了しました。ありがとうございました。
続きまして、その他となっております。皆様方から何かございませんでしょうか。ないようでしたら、事務局から何か。
次回の農業委員会は7月10日、水曜日の9時00分からを予定したいと思います。
それでは、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

前記のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

令和6年6月10日

会長 下 田 司

委員 村 上 卓 也

委員 榮 恵